

こどもの性被害防止に係る対策について

2023年6月27日
こども家庭庁支援局

社会的養護におけるこどもの権利擁護に関する取組

1. 被措置児童等虐待の防止

- **被措置児童等虐待の防止については、平成20年の改正児童福祉法において、被措置児童等虐待の定義、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置、措置の公表等、施設内虐待の防止のための規定を創設。**
- 同法の施行（平成21年4月）に併せ、被措置児童等虐待の予防や対応等について記載した「**被措置児童等対応ガイドライン**」を作成し、自治体向けに周知。各年度の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数及び都道府県等が虐待と認めた件数を集計・公表。
- 令和5年度の調査研究において、被措置児童等虐待が発生した場合における、第三者を加えた検証・改善委員会の設置から検証、施設等へのフィードバックについて一連の手続について示したマニュアルや、施設等における重大事案発生後の施設等や各自治体のとるべき対応についての手引きを策定する。

2. 第三者委員の関与

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、**被措置児童や保護者等からの苦情の受付窓口の設置**等の措置を講ずることが規定。平成17年からはその解決に当たり当該施設職員以外の者を関与させなければならないことを義務付け。都道府県知事等による児童福祉施設に対する監査項目の一つ。
- 平成24年から平成26年にかけて、社会的養護関係施設種類別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）を作成、ホームページ上に掲載。これらには、第三者委員の関与も含めた苦情解決の具体的な体制づくりについて記載。

3. 子どもの権利ノート

- 各自治体や施設ごとに作成している冊子であり、**児童福祉施設等に入所している児童に対し、施設内での子どもの権利が守られること等について、子どもの年齢に応じて分かりやすく説明**するもの。自治体の担当窓口や第三者委員の連絡先等が掲載。
- 各施設種別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）に権利ノートを活用すべき旨記載したり、全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議等においても取組を紹介。
- 児童相談所設置自治体において、措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知に関し、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が71（97.3%）あった（令和元年度、家庭福祉課調べ）。

4. その他

- 一時保護中の児童については、**平成30年に「一時保護ガイドライン」、令和元年に「一時保護中の子どもの権利擁護について」**を発出し、こどもの権利を保障するための取組について通知している。
- 令和4年の児童福祉法改正を踏まえ、社会的養護におけるこどもの権利擁護の取組を推進。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（平成28年度～令和2年度）

○届出・通告者

単位：人数（人）、[] 構成割合（%）

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	児童家庭支援 センター	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・ 保健機関	その他	(匿名を含む) 不明	合計
平成28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	0 [0.0]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
平成29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	0 [0.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
平成30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	0 [0.0]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
令和元年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	0 [0.0]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	14 [3.6]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	28 [7.2]	10 [2.6]	389 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 28年度：254件 29年度：277件 30年度：246件 元年度：290件 2年度：372件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

	事実確認を行った事例			小 計	虐待ではなく 事実確認調査 不要と判断	その他の事例	合 計
	虐待の事実 が認められ た	虐待の事実 が認められ なかつた	虐待の事実 の判断に至 らなかった				
平成28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
平成29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
平成30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [56.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（平成28年度～令和2年度）

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム ・ 里親	障害児童施設等 （障害児通所 支援事業含む）	児童相談所 一時保護所 （一時保護 委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
平成28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
平成29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
平成30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
令和元年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]

（参考）社会的養護関係施設数等推移

単位：か所（委託里親除く）、世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
H28年度	136	603
H29年度	140	605
H30年度	140	605
R元年度	146	612
R2年度	145	612

	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設
H28年度	46	58
H29年度	46	58
H30年度	50	58
R元年度	51	58
R2年度	53	58

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
平成28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
平成29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
平成30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]

	委託里親	ファミリー ホーム
H28年度	4,038	313
H29年度	4,245	347
H30年度	4,379	372
R元年度	4,609	417
R2年度	4,759	427

※1：福祉行政報告例（各年度末現在（児童自立支援施設除く））

※2：家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在（児童自立支援施設））